

本人の来庁が困難であることを証明する書類一覧

やむを得ない理由	必要書類
a 成年被後見人	戸籍謄本その他その資格を証明する書類（代理人は法定代理人） ※復代理可
b 被保佐人・被補助人	保佐人及び補助人にかかる登記事項証明書の代理人行為目録（代理人は保佐人・補助人） ※復代理可
c 中学生、小学生 （未就学児）	生年月日が確認できる本人確認書類（代理人は法定代理人） ※復代理可
d 75歳以上の高齢者	生年月日が確認できる本人確認書類及び委任状に外出困難である旨の記載 ※委任状は交付通知はがきで足りる
e 長期入院者	診断書、入院計画書、領収書、診療明細書（1か月以内発行） 病院長が作成する顔写真証明書
f 障害者	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証
g 施設入居者	入所証明書類、施設長が作成する顔写真証明書
h 要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書 ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
i 妊婦	母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書、受診券
j 長期出張者、船員など（仕事の 内容、勤務場所、勤務形態等の 客観的状況に照らして出頭が困 難であると認められる者）	勤務先作成の勤務証明書
k 海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
l 高校生・高専生	学生証、在学証明書
ひきこもり状態にある者、心の 問題など何らかの理由で自宅に いる者	公的サービス等の従事者が作成する書類